ふるさとの文化財を世界遺産に

8月に「平泉の文化遺産（岩手県）」と「小笠原諸島（東京都）」が、世界遺産リストに登録されました。

彦根市では、彦根城を世界遺産に登録しようと活動していますが、平成4年に世界遺産暫定リストに登載されてから、まもなく20年が経ちます。この間、世界遺産を取り巻く環境が変化してきました。その課題への取り組みをすすめていかなければなりませんが、今回は、そもそも世界遺産とは何かや、これまでの活動を紹介します。世界遺産登録には、市民の皆さんの協力が必要です。登録に向けて盛り上げていきましょう。

問い合わせ先　㊐彦根城世界遺産登録推進室☎30-6102番、FAX22-1398番、Eメール kikaku@ma.city.hikone.shiga.jp

世界遺産とは

世界遺産とは、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の「世界遺産条約（※1）」に基づく世界遺産リストに登録されている物件のことです。

これらは人類全体の財産として、国際的に保護・保全することが義務付けられています。

世界遺産の種類と数（10月現在）

▶文化遺産　725件
普遍的に優れた価値を持つ建築物や遺跡。文化的景観も含まれる。日本では「法隆寺地域の仏教建造物」など12件が登録。

▶自然遺産　183件
普遍的に優れた価値を持つ地形や生物、景観を有する地域。日本では「屋久島」など4件が登録。

▶複合遺産　28件
文化と自然の普遍的に優れた価値を兼ね備えている遺産。日本での登録はなし。

登録までの道のり

表1のとおり、まず第1段階（表中①）として、国（文化庁）により国内の世界遺産暫定リストに登載されることから始まります。

第2段階（表中②）として、国が、表2の「世界遺産暫定リスト」に登載されている中から準備が整った遺産をユネスコに推薦します。

そして第3段階（表中③）として、ユネスコの世界遺産委員会（※2）で審査され、登録と決定されれば、晴れて世界遺産に登録されることとなります。現在、彦根城は第1段階の国内の世界遺産暫定リストに登載されている段階です。

最近の状況

「平泉の文化遺産」と「小笠原諸島」に続く日本からの世界遺産候補として、「富士山（山梨、静岡両県）」と「武家の古都・鎌倉（神奈川県）」を推薦することが、9月22日に政府で決定されました。

いずれも平成25年のユネスコの世界遺産委員会で登録の可否が審議される見通しです。

※1　世界遺産条約　正式には「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」。世界中にある文化遺産、自然遺産を守り、未来へ残していくことの重要性を主張する国際条約。

※2　世界遺産委員会　世界遺産委員会は、世界遺産条約を基盤として組織されている。条約を結んでいる国の中から選ばれた21か国で構成され、毎年1回開催され世界遺産の登録の決定、危機遺産の登録・削除、登録済の世界遺産の観察や記録などを話し合う。

※3　イコモス　正式には「国際記念物遺跡会議（ICOMOS／International Council on Monuments and Sites）」。文化遺産保護の原理、方法論、科学技術の応用の研究を続けている。ユネスコの諮問機関として、世界遺産登録の審査、モニタリング活動を行う。

表1　世界遺産登録までの道のり

① 日本の「世界遺産暫定リスト一覧表」への登載（国が決定）

▲ 彦根城は現在この段階

▼

② 国からユネスコへの登録推薦

※この間、イコモス（※3）による現地調査が行われます。

▼

③ 世界遺産委員会で審査（登録と決定）

▼

④ 登録

表2　日本の世界遺産暫定リスト一覧表

記載遺産名	所在地	国内暫定リスト登載年
古都鎌倉の寺院・神社ほか ※名称は「武家の古都・鎌倉」に変更	神奈川県	平成4年
彦根城	滋賀県	
国立西洋美術館（本館）	東京都	平成19年
富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	
富士山	静岡県・山梨県	
長崎の教会群とキリスト教関連遺産	長崎県	
飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群	奈良県	
北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群	北海道・青森県・岩手県・秋田県	平成21年
九州・山口の近代化産業遺産群	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県・山口県	
宗像・沖ノ島と関連遺産群	福岡県	
百舌鳥（もず）・古市（ふるいち）古墳群	大阪府	平成22年
金を中心とする佐渡鉱山の遺産群	新潟県	